

令和 7 年 3 月 10 日

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

近畿厚生局指導監査課と大阪府が柔道整復師に対して監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが判明したため、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止相当を決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師
氏 名 岡本 健一（おかもと けんいち） 37 歳
施 術 所 名 岡本鍼灸整骨院
所 在 地 大阪市浪速区稲荷 1-4-18
西ナンバグランドビル 405
開 設 者 岡本 健一
※ 当該柔道整復師は、令和 2 年 10 月 20 日付けで受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。
- 2 受領委任の取扱いの中止相当年月日
令和 7 年 3 月 10 日
（当該柔道整復師は、原則として以後 5 年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）
- 3 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規定
柔道整復師の施術に係る療養費について（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知 最終改正：令和 6 年 11 月 29 日付け保発 1129 第 5 号厚生労働省保険局長通知）
- 4 監査を行うに至った経緯
保険者から不正請求の疑いがあるとして情報提供があり、また、療養費を詐取したとする詐欺容疑で当該柔道整復師が逮捕されたとの報道があった。その後、大阪地方裁判所において、懲役 3 年 6 か月の実刑判決が言い渡され刑が確定したことから、当該柔道整復師に対して監査を実施した。
- 5 受領委任の取扱いの中止相当に至った主な事由

(1) 不正事項

施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

平成 29 年 5 月から令和 2 年 9 月までの施術分

21 名分 金額 10,958,849 円

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

- ・ 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けた柔道整復師は、原則として中止後 5 年間は受領委任の取扱いができません。

「受領委任の取扱いの中止相当」とは

- ・ 本来中止措置とすべきであるが、既に受領委任の取扱いを辞退しており中止ができないため、中止となった場合と同等の措置（原則として 5 年間は受領委任の取扱いを認めない）を行うものです。